

(7) 家畜伝染病の発生及びまん延の防止

- 家畜伝染病の発生及びまん延の防止に向けて、管内県と連携し、飼養衛生管理基準（※）の遵守を徹底します。
※家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準（家畜伝染病予防法第12条の3）
- 鳥インフルエンザや豚熱等の発生時に、殺処分頭羽数を抑える「農場の分割管理」を推奨します。
(消費・安全対策交付金による支援については、次ページ参照)
- ・ アフリカ豚熱の日本への侵入リスクが高まっています。発生防止に向け、水際対策に加え、野生いのしし及び飼養豚への感染を防ぐことが重要です。

今、世界ではアフリカ豚熱という家畜の伝染病のまん延が大きな問題となっています。この病気は、肉製品や衣服、靴などを介して感染拡大します。日本に侵入すれば、畜産物の安定供給に深刻な悪影響を与えるおそれがあります。国内への侵入を防ぐため、皆様の協力が必要です。

アフリカ豚熱(豚といのししの病気)

- ⚠ 日本から50kmしか離れていない韓国釜山の港や空港付近で発生が続発中
- ⚠ 致死率はほぼ**100%** (甚急性型、急性型の場合) ウイルスは長期間にわたって環境中に生存 (冷凍なら1,000日以上も) 豚肉や加工品(塩漬ハム等)の中でも生存できる
- ⚠ 中華人民共和国で死亡・殺処分により飼養頭数が**4割**減り、豚肉価格が2倍以上に(2019年の事例)

⚠ 有効な治療法やワクチンはない



養豚場におけるアフリカ豚熱発生防止のポイント

1 野生動物対策



農場を囲う柵を設置するとともに、破損などがなく定期的に点検。

農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。

死亡家畜は野生動物を誘引しないよう適切に保管。

すぐに農場の衛生対策を再点検！



2 農場内や進入車両の消毒



畜舎周囲・農場外縁部に定期的に石灰を散布。

車両の洗浄・消毒も忘れない。
車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかりと落とす。

3 更衣・履き替えの徹底



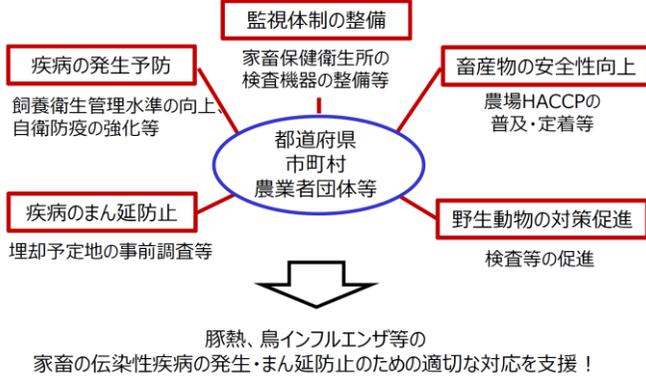
洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。

長靴は履き替えを徹底し、使用後は洗浄してから消毒し、消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。

消費・安全対策交付金(家畜衛生の推進)による支援

ソフト (取組を支援)

< 事業イメージ >



◎アフリカ豚熱及び豚熱の浸潤状況調査に係る野生動物(いのしし)の捕獲、検査の促進・強化を図るための取組を支援



箱わな



◎発生予防として地域が一体となって実施する農場バイオセキュリティ向上の取組を支援

- ①防鳥ネット
- ②消毒用動力噴霧器
- ③飼料加熱処理装置 等の整備

< 野生いのししの豚熱検査状況 >

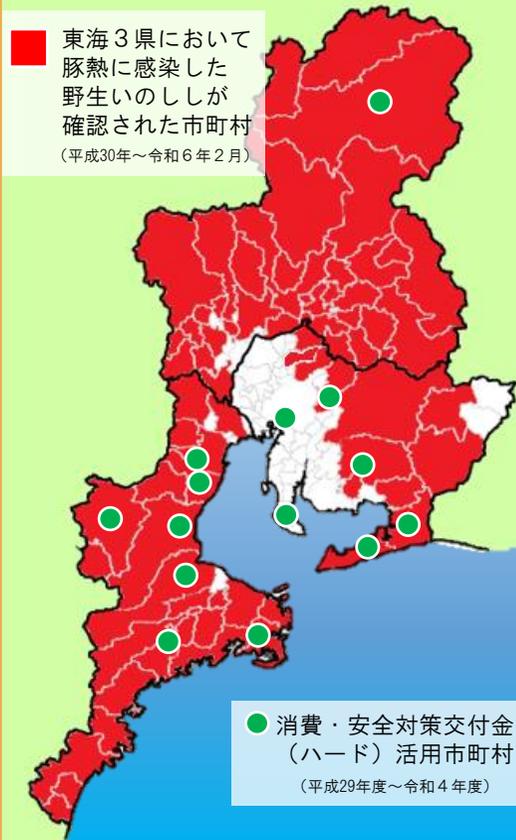
(平成30年9月13日～令和6年2月14日)

岐阜県：陽性 1,531頭 (計12,698頭検査)

愛知県：陽性 192頭 (計5,218頭検査)

三重県：陽性 880頭 (計16,080頭検査)

■ 東海3県において豚熱に感染した野生いのししが確認された市町村
(平成30年～令和6年2月)

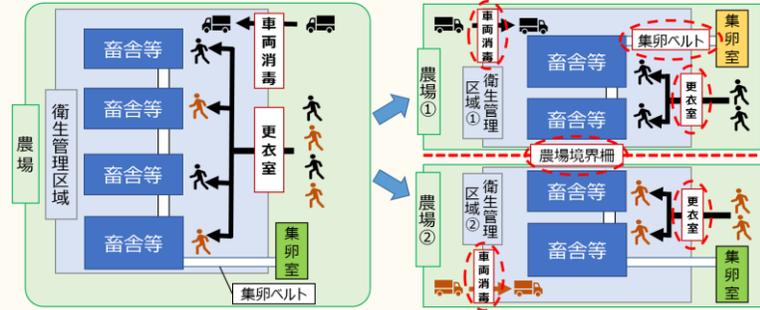


野生いのしし検査等の最新情報(詳細)は農林水産省Webサイトへ



ハード (施設等の整備を支援)

◎農場の分割管理に取り組む場合に追加で必要となる更衣室、車両消毒施設、農場境界柵等の整備



◎家畜飼養農場の飼養衛生管理向上のため、
・野生動物侵入防止柵
・車両消毒エリア(豚熱・アフリカ豚熱対策)
・離乳豚舎前室(豚熱・アフリカ豚熱対策) 等の整備



養豚農場における野生いのししの侵入防止柵の整備

◎家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するため、家畜保健衛生所の施設の整備



お問合せ先:消費・安全部 畜水産安全管理課

Tel 052-223-4670